

令和8年第6回教育委員会定例会 会議録

■ 開催日時

令和8年6月25日（木） 13時30分開会
14時07分閉会

■ 開催場所

指宿市役所 大会議室A

■ 出席者

教育長 : 田之上 典昭
教育委員 : 中村 みゆき, 藤岡 義尚

■ 欠席委員

教育委員 : 瀧崎 健児, 福富 早央里

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長兼生涯学習課長	上川床 聡
教育総務課長	水流 弘樹
学校教育課長	黒川 周一
学校給食センター所長	久保園 眞弘
指宿商業高等学校事務長	横村 敬一郎

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回会議録の承認
- (4) 会議録署名委員の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 議事
 - ・ 日程第1 報告第8号 指宿市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
 - ・ 日程第2 議案第20号 財産の取得に係る議案に関する意見の申出について（小学校学習用情報端末等（児童用）一式）
 - ・ 日程第3 議案第21号 財産の取得に係る議案に関する意見の申出について（賃貸借契約で設置するLED照明器具）
 - ・ 日程第4 議案第22号 R8北指宿中学校プール棟新築工事（建築）請負契約の締結に係る議案に関する意見の申出について
 - ・ 日程第5 議案第23号 南指宿中学校23号棟長寿命化改良等工事（建築）請負契約の締結に係る議案に関する意見の申出について
 - ・ 日程第6 議案第24号 指宿市社会教育委員及び公民館運営審議会委員の委嘱について
 - ・ 日程第7 議案第25号 指宿市立図書館協議会委員の任命について

- ・日程第8 議案第26号 指宿市考古博物館時遊館ＣＯＣＣＯ橋牟礼運営協議会委員の補欠委員の任命について

- (7) その他
- (8) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(田之上教育長)

ただいまから、令和8年第6回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(田之上教育長)

本日は、濱崎職務代理者と福富委員が欠席しておりますが、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

3 前回会議録の承認

(田之上教育長)

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和8年第5回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

ご異議なしと認め、前回の会議録を承認いたします。

4 会議録署名委員の指名

(田之上教育長)

次に、本日の会議録署名委員の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、中村委員にお願いいたします。

5 教育長の報告

(田之上教育長)

次に、教育長の報告です。

別紙資料を準備してありますので、ご覧ください。

項目1です。

5月27日、南薩地区教育委員会連絡協議会理事会・総会が開催されました。濱崎職務代表者には、委員を代表して出席していただきました。コミュニティ・スクールについて、県教育委員会社会教育課の満留指導主事の講演がございました。

項目2です。

5月29日、指宿商工会議所創立50周年記念講演会・式典に出席いたしました。記念講演会では、水泳で北京オリンピック銅メダリストの宮下純一さんに「出会いに感謝」の講演テーマで、ご自身の多くの経験をもとに話をしていただきました。参加しました指宿商業高校の3年生に向けても、ご自身の経験から多くの示唆に富む話をしてくださいました。記念式典でも、多くの来賓関係の方々の出席

があり、盛大に商工会議所50周年をお祝いする会ができました。

項目3です。

6月1日、本会議が開会をいたしました。

項目4です。

6月5日、永化国際観光高等学校の市長表敬訪問がございました。台風の接近で交流日程が変更になりました。短い期間ではありましたが、指宿と韓国の懸け橋となる交流ができたと聞いているところでございます。指宿商業高校の生徒も来月、4名の生徒が韓国への交流に出発する予定となっております。

項目5です。

6月7日、第93回山川みなと祭りが予定されておりましたが、残念ながら雨の予報となり、中止となりました。安全祈願の神事は、熊野神社で行われましたので参加をいたしました。

項目6です。

6月13日、指宿地区退職校長会から依頼があり、現在の指宿市の学校教育の現状について、お話をさせていただきました。退職校長会会員の方々からも、多くの参考になるご意見をいただいたところです。

項目7です。

6月17日、第2回指宿市校長研修会がありました。新年度がスタートして2か月余り、それぞれの校長先生に、目標とする学校経営のスタートができているかを確認し、課題等への取組をお願いしたところです。

項目8です。

6月19日、22日、本会議の一般質問がございました。今回、教育委員会には読書活動の推進について、中学校の水泳授業について、子ども会の現状について、学校部活動について、不登校児童生徒の支援等についてと、多くの質問をいただきました。

項目9です。

6月24日、開聞中学校ふるさと体感学習のスメ体験を視察いたしました。初めて体験した生徒も多く、探求学習の一環として、地域の方々にも積極的に話を聞く様子を見ることができました。現在、中学校でのスメ体験、小学校でのオクラ、鰹節の出前授業、砂蒸し温泉体験が計画的に進められているところでございます。

項目10です。

同じく24日、指宿ライオンズクラブの新入学児童への名前入り鉛筆の贈呈式がございました。28年と大変長く続いている事業で、子どもたちも楽しみにしているとのことで、ライオンズクラブ会長にもお礼を伝えたところでございます。

以上で、教育長報告を終わります。

6 議事

(田之上教育長)

それでは、議事に入ります。

日程第1、報告第8号、指宿市学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(久保園所長)

日程第1，報告第8号，指宿市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について，ご説明を申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき，指宿市学校給食センター運営委員会委員を次のとおり委嘱しましたので，同条第2項の規定により，教育委員会に報告するものであります。

委員は，指宿市学校給食センター条例施行規則第3条第1項において，小学校長代表，中学校長代表，学校職員の給食担当者代表，小学校PTA代表，中学校PTA代表，このほか教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が任命し，又は委嘱することと定めております。

今回，委嘱しようとする者は全員で17名で，選出区分，氏名及び所属につきましては，資料に記載のとおりであります。

任期は令和8年6月1日から令和9年5月31日までの1年間であります。

なお，教育長の臨時代理を行いました理由としまして，一つの委員選出団体から6月2日の総会時に，委員選任を行うとの連絡があり，本日開催の第6回定例教育委員会の議案とした場合，7月6日に開催される令和8年度第1回学校給食センター運営委員会の開催通知の発出が遅くなるという事情によるものであります。

以上で，説明を終わります。

(田之上教育長)

ただいまの説明に対して，ご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(田之上教育長)

質疑・意見等がないようですので，質疑・意見を終結いたします。

以上で，日程第1，報告第8号は終了いたします。

(田之上教育長)

次に，日程第2，議案第20号，財産の取得に係る議案に関する意見の申出についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(水流課長)

日程第2，議案第20号，財産の取得に係る議案に関する意見の申出について，提案のご説明を申し上げます。

資料の3ページをご覧ください。

財産の取得に係る議案に関して市長に意見を申し出ることについて，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第3号の規定により，教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格2,000万円以上である財産の取得について、議会の議決を要するものであります。

資料の4ページをご覧ください。

取得する財産は、小学校学習用端末等の児童用一式で、内訳はi P a dを1,808台及びこれらに付随するキーボード、タッチペン等であります。

取得の方法としましては、鹿児島県公立学校情報機器整備事業費補助金を活用した、県の共同購入による随意契約で、取得金額は1億486万2,340円、契約の相手方は、鹿児島市錦江町9番25号、パステムソリューションズ株式会社、代表取締役、吉留久隆であります。

なお、財産の取得に係る議案につきましては、現在、開会中の令和8年第2回指宿市議会定例会の追加議案として、本会議最終日である令和8年6月30日に提案される予定となっております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(田之上教育長)

ただいまの説明に対して、ご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(田之上教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第2、議案第20号については、提案のとおり同意することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

それでは、日程第2、議案第20号は、提案のとおり同意することといたします。

(田之上教育長)

次に、日程第3、議案第21号、財産の取得に係る議案に関する意見の申出についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(水流課長)

日程第3、議案第21号、財産の取得に係る議案に関する意見の申出について、提案のご説明を申し上げます。

資料の5ページをご覧ください。

財産の取得に係る議案に関して市長に意見を申し出ることについて、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第3号の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は、「指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、予定価格が2,000万円以上である財産取得について、議会の議決を要するものであります。

資料の6ページをご覧ください。

取得する財産は、指宿小学校外7校LED照明器具賃貸借契約で設置するLED照明器具で、令和14年2月29日までの5年間の賃貸借期間満了後に、LED照明器具の所有権が市に無償譲渡されるものであります。

取得の方法は指名競争入札、取得金額は6,829万1,223円となっているところであります。

契約の相手方は、鹿児島市泉町3番3号、鹿児島リース株式会社、代表取締役、赤塚典久であります。

なお、財産の取得金額につきましては、賃貸借料、月額162万2,720円の5年間の総額9,736万3,200円のうち、LED照明器具の設置などで、6,829万1,223円となっているところであります。

財産の取得に係る議案につきましては、現在、開会中の令和8年第2回指宿市議会定例会の追加議案として、本会議最終日である令和8年6月30日に提案される予定となっております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(田之上教育長)

ただいまの説明に対して、ご質疑・ご意見等ございませんか。

(中村委員)

6ページの取得する財産の所に、指宿小学校外7校とありますが、その7校を教えてください。

(水流課長)

山川小学校は、すでにLEDが整備されておりますので、山川小学校を除く全ての小学校となっております。

(田之上教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(田之上教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第3，議案第21号については、提案のとおり同意することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

それでは、日程第3，議案第21号は、提案のとおり同意することといたします。

(田之上教育長)

次に、日程第4，議案第22号，R8北指宿中学校プール棟新築工事（建築）請負契約の締結に係る議案に関する意見の申出についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(水流課長)

日程第4，議案第22号，R8北指宿中学校プール棟新築工事（建築）請負契約の締結に係る議案に関する意見の申出について、提案のご説明を申し上げます。

7ページをご覧ください。

R8北指宿中学校プール棟新築工事（建築）請負契約の締結に係る議案に関して市長に意見を申し出ることについて、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第3号の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。

8ページをご覧ください。

当該請負契約につきましては、5月28日に条件付一般競争入札を執行いたしましたが、入札参加者全員が最低制限価格未満で失格となったため、執行取り止めとなったところであります。

再公告による条件付一般競争入札を行うことを検討いたしましたが、予定工事期間中での完了が見込めず、西指宿中学校との統合に支障が生じることや、同じ日に入札を行った北指宿中学校プール棟新築工事の「電気設備」と「機械設備」の工事着手に支障を来すことから、早急に対応する必要があったところであります。

そのようなことから、設計内容を見直し、本工事を随意契約として執行し、6月16日に見積りを徴した結果、業者が決定いたしました。

契約の目的は、R8北指宿中学校プール棟新築工事のうち建築工事で、契約の方法は随意契約、契約金額は2億2,000万円であります。

契約の相手方は、指宿市山川岡児ケ水201番地5，株式会社常盤建設、代表取締役、尾辻憲昭であります。

工事の概要につきましては、北指宿中学校のプールは、築56年が経過し、老朽化が著しく進行していることから、「西指宿中学校・北指宿中学校学校統合基本計画」に基づき、既存のプールを取り壊し、新たな屋外水泳プールを整備しようとするものであります。

なお、工期につきましては、令和9年2月19日の完成を予定しているところであります。

本議案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格1億5,000万円以上である、R8北指宿中学校プール棟新築工事（建築）請負契約の締結について、議会の議決を要するものであることから、教育委員会の議決を求めるものであります。

北指宿中学校のプール棟新築工事は、建築工事のほか、電気設備工事及び機械設備工事があり、予定価格1億5,000万円以上である契約の締結につきましては、建築工事のみとなっております。

契約の締結に係る議案につきましては、現在、開会中の令和8年第2回指宿市議会定例会の追加議案として、本会議最終日である令和8年6月30日に提案される予定となっております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

（田之上教育長）

ただいまの説明に対して、ご質疑・ご意見等ございませんか。

（なしの声）

（田之上教育長）

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第4、議案第22号については、提案のとおり同意することとしてよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

（田之上教育長）

それでは、日程第4、議案第22号は、提案のとおり同意することといたします。

（田之上教育長）

次に、日程第5、議案第23号、南指宿中学校23号棟長寿命化改良等工事（建築）請負契約の締結に係る議案に関する意見の申出についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

（水流課長）

日程第5、議案第23号、南指宿中学校23号棟長寿命化改良等工事（建築）請負契約の締結に係る議案に関する意見の申出について、提案のご説明を申し上げます。

9ページをご覧ください。

南指宿中学校23号棟長寿命化改良等工事（建築）請負契約の締結に係る議案に関して市長に意見を申し出ることについて、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第3号の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。

10ページをご覧ください。

当該請負契約につきましては、令和8年6月9日に条件付一般競争入札の結果、落札業者が決定いたしました。

契約の目的は、南指宿中学校23号棟長寿命化改良等工事のうち建築工事で、契約の方法は条件付一般競争入札、契約金額は8億630万円、契約の相手方は、指宿市西方2165番地、堀之内・迫田・協進特定建設工事共同企業体で、代表者は株式会社堀之内商会、代表取締役、堀之内敏であります。

工事の概要につきましては、南指宿中学校23号棟の管理教室棟は、建築後50年以上が経過し、老朽化が進んでいることから、指宿市学校施設長寿命化計画の学校施設整備の基本方針に基づき、長寿命化改良工事を実施しようとするものです。

なお、工期につきましては、令和9年7月30日の完成を予定しております。

本議案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格1億5,000万円以上である南指宿中学校23号棟長寿命化改良等工事（建築）請負契約の締結について、議会の議決を要するものであります。

南指宿中学校23号棟長寿命化改良等工事は、建築工事のほか、電気設備工事、給排水工事及び空調設備工事があり、予定価格1億5,000万円以上である契約の締結につきましては、建築工事のみとなっております。

契約の締結に係る議案につきましては、現在開会中の令和8年第2回指宿市議会定例会の追加議案として、本会議最終日である令和8年6月30日に提案される予定となっております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

（田之上教育長）

ただいまの説明に対して、ご質疑・ご意見等ございませんか。

（中村委員）

23号棟とありますが、これは校舎という認識でよろしかったでしょうか。

（水流課長）

校舎であります。昨年、工事をしたのが特別教室棟であり、23号棟は校庭側の管理教室棟の校舎となります。

（田之上教育長）

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(田之上教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第5, 議案第23号については、提案のとおり同意することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

それでは、日程第5, 議案第23号は、提案のとおり同意することといたします。

(田之上教育長)

次に、日程第6, 議案第24号, 指宿市社会教育委員及び公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(上川床生涯学習課長)

日程第6, 議案第24号, 指宿市社会教育委員及び公民館運営審議会委員の委嘱について、提案のご説明を申し上げます。

資料の11ページをご覧ください。

指宿市社会教育委員条例第3条及び指宿市立公民館条例第5条第1項の規定に基づき、指宿市社会教育委員及び公民館運営審議会委員を次のとおり委嘱したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第17号の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。

指宿市社会教育委員条例第3条及び指宿市立公民館条例第5条第1項において、委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者の中から教育委員会が委嘱することと定めております。

今回、委嘱しようとする者は、学校教育関係者として、池田小学校長の石橋三恵氏、北指宿中学校長の田中毅氏、指宿商業高等学校長の川畑新吾氏、社会教育関係者として、市自治公民館連絡協議会の馬場畑末治氏、市子ども会育成連絡協議会の岡崎嘉和氏、市老人クラブ連合会の中川政文氏、指宿青年会議所の大山裕太郎氏、市地域女性団体連絡協議会の岡本タミ子氏、家庭教育の向上に資する活動を行う者として、保健師の藏菌美沙紀氏、児童委員の出口正樹氏、学識経験者として、中野政道氏、内田勝朗氏であります。

なお、任期は令和8年7月1日から令和10年6月30日までの2年間であります。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(田之上教育長)

ただいまの説明に対して、ご質疑・ご意見等ございませんか。

(藤岡委員)

教えていただきたいのですが、指宿市社会教育委員と公民館運営審議会委員というのは、本来は別のものであるが、今回は指宿市という括りで、両方を兼ねての選出ということなののでしょうか。

また、それぞれに会議等が行われると思います。次の議案の図書館協議会委員についても同じなのですが、その選ばれた方々の会議等で出たご意見や要望というのは、どのように対応されているのでしょうか。

(上川床生涯学習課長)

まず、社会教育委員でございますが、それぞれの団体から選出された方々で、社会教育に関して地域の課題を踏まえ、助言をいただき、事業に反映させます。

また、併せて公民館運営審議会委員になりますが、こちらも類似はしておりますが、中央公民館に設置し、校区単位で拾い上げてくる、それぞれの課題等に対して助言や提言をいただきます。事業の企画や実施や年間の活動の内容等に対しても審議いただき、事業に反映させます。

関連がありますので、委員は両方を兼ねております。

(田之上教育長)

意見等については、教育委員会へ答申をいただくという形になります。

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(田之上教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第6、議案第24号については、提案のとおり同意することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

それでは、日程第6、議案第24号は、提案のとおり同意することといたします。

(田之上教育長)

次に、日程第7、議案第25号、指宿市立図書館協議会委員の任命についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(上川床生涯学習課長)

日程第7, 議案第25号, 指宿市立図書館協議会委員の任命について, 提案のご説明を申し上げます。

資料の12ページをご覧ください。

指宿市立図書館条例第9条第1項の規定に基づき, 指宿市立図書館協議会委員を次のとおり任命したいので, 指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第17号の規定により, 教育委員会の議決を求めるものであります。

指宿市立図書館条例第9条第1項において, 「協議会の委員は, 学校教育及び社会教育の関係者, 家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から, 教育委員会が任命する。」、同条第2項において, 「委員の定数は, 6人以内とする。」と定めております。

今回, 任命しようとする者は, 学校教育関係者として, 魚見小学校長の山田島規浩氏, 社会教育関係者として, 開聞小学校読書グループ代表の入野るみ氏, 読書グループ「あそびうたサークルぱすてる」代表の海江田宏氏, 家庭教育の向上に資する活動を行う者として, 特定非営利活動法人いぶすき子育てサポートセンター「L U A N A」代表の上川路あずさ氏, 学識経験者として, 鹿児島女子短期大学准教授の川戸理恵子氏であります。

なお, 任期は令和8年7月1日から令和10年6月30日の2年間であります。

以上で, 説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(田之上教育長)

ただいまの説明に対して, ご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(田之上教育長)

質疑・意見等がないようですので, 質疑・意見を終結いたします。

日程第7, 議案第25号については, 提案のとおり同意することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

それでは, 日程第7, 議案第25号は, 提案のとおり同意することといたします。

(田之上教育長)

次に, 日程第8, 議案第26号, 指宿市考古博物館時遊館C O C C O橋牟礼運営協議会委員の補欠委員の任命についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(上川床生涯学習課長)

日程第8, 議案第26号, 指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼運営協議会委員の補欠委員の任命について, 提案のご説明を申し上げます。

資料の13ページをご覧ください。

指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼条例第13条第3項の規定に基づき, 指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼運営協議会委員の補欠委員を次のとおり任命したいので, 指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第17号の規定により, 教育委員会の議決を求めるものであります。

指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼条例第13条第3項において, 「協議会の委員は, 博物館法第24条の規定により, 学校教育及び社会教育の関係者, 家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者の中から教育委員会が任命する。」と定めております。

指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼運営協議会の委員は, 令和7年4月27日から令和9年4月26日までの2年間を任期とし, 7名を任命しておりますが, そのうち選出区分, 学校教育の関係者で西指宿中学校教諭の四元健太郎氏が, 鹿児島県教職員人事異動により指宿市外の学校へ異動となり, また, 指宿市文化財保護審議会会長の田代秀敏氏が令和8年3月31日をもって委員を勇退されたことから, 後任として, 選出区分, 学校教育の関係者で開聞小学校教頭の徳永智明氏と, 選出区分, 社会教育の関係者で令和8年4月1日から指宿市文化財保護審議会の会長に就任した福ヶ迫忠氏を任命するものでございます。

なお, 委員の任期につきましては, 指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼条例第13条第4項の規定により, 前任者の残任期間とするとなっていることから, 令和8年7月1日から令和9年4月26日までであります。

以上で, 説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(田之上教育長)

ただいまの説明に対して, ご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(田之上教育長)

質疑・意見等がないようですので, 質疑・意見を終結いたします。

日程第8, 議案第26号については, 提案のとおり同意することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(田之上教育長)

それでは、日程第 8，議案第 26 号は、提案のとおり同意することといたします。
以上で、本日、予定されていましたが議案等につきましては、すべて終了いたしました。

7 その他

(田之上教育長)

これより、その他に入ります。
何かございませんでしょうか。

(なしの声)

8 閉会の宣告

(田之上教育長)

以上で、令和 8 年第 6 回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。